

## 社会保険・労働保険の給付一覧 (2017.4.現在)

2. 健康保険の給付 .....	3
【健康保険の給付内容一覧】 .....	3
【公的年金制度のしくみ】 .....	5
【国民年金被保険者のしくみ】 .....	5
【厚生年金保険の給付内容一覧】 .....	6
4. 労災保険.....	7
【労災保険の給付内容一覧】 .....	7
【特別加入は4種類】 .....	10
【特別加入の対象者】 .....	10
5. 雇用保険.....	11
【雇用保険の給付内容一覧】 .....	11
【雇用保険の基本手当の所定給付日数】 .....	13
【基本手当の日額】 .....	14

## 1. 関係諸機関の連絡先

**全国健康保険協会（協会けんぽ）** <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※健康保険についてのお問い合わせはこちらへ。

**日本年金機構** <http://www.nenkin.go.jp/>

※厚生年金保険についてのお問い合わせはこちらへ。（社会保険庁は廃止となりました。）

**厚生労働省 東京都労働局** <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※労災保険・雇用保険についてのお問い合わせはこちらへ。

**ハローワーク** <https://www.hellowork.go.jp/>

※雇用保険についてのお問い合わせはこちらへ。

## 2. 健康保険の給付

◎健康保険とはサラリーマンやOLのための医療保険制度

### 【健康保険の給付内容一覧】

こんな時		被保険者本人への給付	被扶養家族への給付	給付額
病 気 や ケ ガ を し た 時	健康保険証で治療を受ける時	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費	保険医療機関窓口で健康保険証を提示することで受けられる ・医療費の一部を自己負担 70歳未満：3割 70歳以上75歳未満：2割（70歳以上75歳未満の方で、昭和19年4月1日以前生まれの方は1割） また、現役並み所得者（※1）は3割となる。
	立替払いした時	療養費	家族療養費	診療報酬点数表により計算した医療費から一部負担金を差し引いた額が払い戻される
	医療費が高額になった時	高額療養費	高額療養費	同一月内の医療費の自己負担限度額は、年齢及び所得に応じて算出される。また、高額療養費の自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月内に同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給される。（世帯合算）
	医療費と介護保険の自己負担額の合計が高額になった時	高額介護合算療養費	高額介護合算療養費	高額介護合算療養費の自己負担限度額を超えた額が、医療保険と介護保険の比率に応じて払い戻される（※2）
	緊急時などに移送された時	移送費	家族移送費	最も経済的な経路・方法による移送にかかる費用の範囲で実費
	療養のために会社を休んだ時	傷病手当金	—	1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額（待機3日を除く）

※1 現役並み所得者とは標準報酬月額28万円以上の人（単身世帯で年収383万円、夫婦世帯で520万円未満である場合は除く）が該当する。

※2 介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給

【健康保険の給付内容一覧】（続き）

こんな時		本人への給付	被扶養家族への給付	給付額
出産の時	出産した時	出産育児一時金（※3）	家族出産育児一時金	1児につき 42万円（※4）
	被保険者が出産のために会社を休んだ時	出産手当金	—	1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間について支給される。
死亡した時		埋葬料（費）	家族埋葬料	埋葬料：被保険者が死亡したときに埋葬を行った家族へ5万円支給 埋葬費：死亡した被保険者に家族がいない時は、埋葬を行った人に5万円以内で埋葬にかかった費用を支給
退職したあと （一定の要件を満たした場合、継続または一定期間の給付）		傷病手当金 出産育児一時金 出産手当金 埋葬料（費）	—	給付額は退職前と同じ。

※3 出産育児一時金は、「直接支払制度」と「受取代理制度」がある。

「直接支払制度」とは、協会けんぽから支給される出産育児一時金を医療機関等における出産費用に充てることができるよう、医療機関等に直接支払う制度

「受取代理制度」とは、本来、被保険者が受け取るべき出産育児一時金を医療機関等が被保険者に代わって受け取る制度

※4 産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合は40.4万円となる。

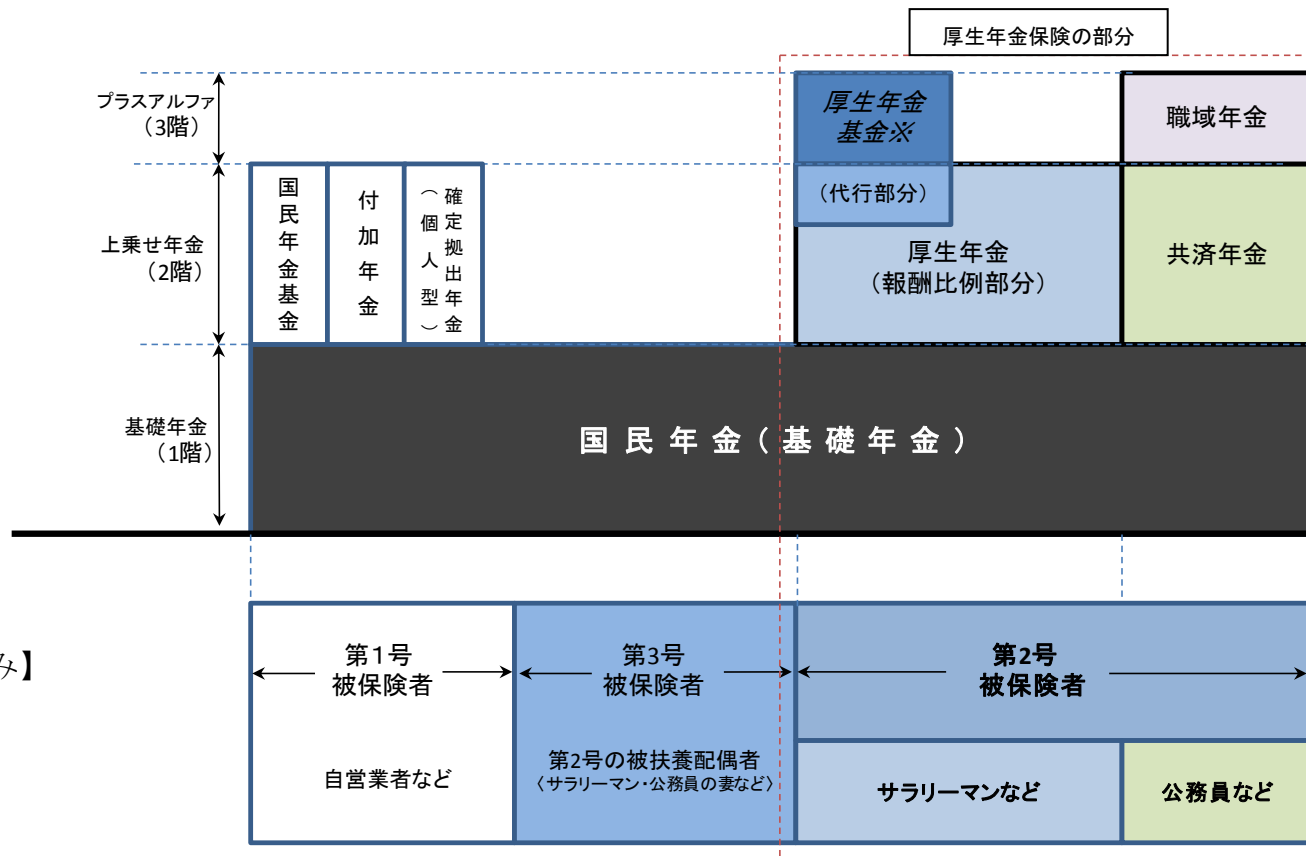
### 3. 厚生年金保険の給付

#### ◎厚生年金保険とはサラリーマンやOLのための年金保険制度

##### 【公的年金制度のしくみ】

◎公的年金制度のしくみは2階建てになっており、1階部分の「国民年金（基礎年金）」は原則としてすべての人に支給される。

厚生年金保険被保険者は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である「基礎年金」に加えて「厚生年金」を受けることとなる。



##### 【国民年金被保険者のしくみ】

##### ※厚生年金基金

企業年金の1つで、主に大手企業や業界団体ごとに設立されている。年金制度の3階部分にあたるこの厚生年金基金は、本来、国が支給すべき老齢厚生年金の一部を代行支給するとともに、独自の運用により上乗せの支給も行っている。

【厚生年金保険の給付内容一覧】

こんな時	給付	支給要件の原則
老齢になった時	特別支給の老齢厚生年金 (60歳～64歳まで)	男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年）があること。 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。 60歳以上であること。
	老齢厚生年金 (65歳以上)	厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、かつ老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合に支給される。
障害を負った時	障害厚生年金 (障害等級1級～3級)	厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気やケガにより、一定の障害の状態になり、かつ障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合に支給される。
	障害手当金	初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受給するよりも軽度の障害が残った場合に、一時金として支給される。
死亡した時 (遺族になった時)	遺族厚生年金	厚生年金保険の加入中に亡くなった時（または厚生年金保険に加入中に初診日のある傷病がもとで初診日から5年以内に亡くなった時も含む）、かつ遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合に、亡くなった人により生計維持されていた遺族に支給される。

☆厚生年金保険給付の内容については、被保険者であった期間や受給要件によって受給開始時期や金額が各自異なります。ここではおおまかにどんな給付があるかを一覧にしています。

## 4. 労災保険

◎労災保険とは、労働者のための災害補償保険制度

業務上災害または通勤災害により、労働者が負傷、疾病、障害、死亡した場合等について、労働者または遺族に対して保険給付が行われる。

【労災保険の給付内容一覧】

こんな時		保険給付		特別支給金
		名称	内容	
療養した時	労災病院または労災指定病院で療養する時	療養（補償）給付 (※1)	療養の給付 必要な療養の現金と現物給付 ・自己負担額なし	なし
	上記以外で療養する時		療養費の支給 必要な療養費の全額を現金で支給 ・自己負担額なし	
休業した時	傷病により労働できず、賃金を受けられない日が4日以上あった時	休業（補償）給付 (※1)	休業4日目から、1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害を負った時	傷病が治ったあとに、障害等級1～7級の障害が残った時	障害（補償）年金 (※1)	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	障害特別支給金 342万円から159万円までの一時金 障害特別年金 算定基礎日額の313日分～131日分の年金
	傷病が治った後に、障害等級8～14級の障害が残った時	障害（補償）一時金 (※1)	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	障害特別支給金 65万円から8万円までの一時金 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分～56日分の一時金
	療養開始1年6カ月経過しても傷病が治らず、障害の程度が傷病等級に該当するとき	傷病（補償）年金 (※1)	給付基礎日額の313日～245日分の年金	傷病特別支給金 114万～100万円の一時金 傷病特別年金 算定基礎日額の313日～245日分の年金

※1 業務上災害による傷病に必要な給付を「療養補償給付」といい、通勤災害による傷病に必要な給付を「療養給付」といい、これらを合わせて「療養（補償）給付」という。「休業（補償）給付」等についても同様である。

【労災保険の給付内容一覧】（続き 1）

こんな時		保険給付		特別支給金
		名 称	内 容	
死亡した時	死亡時に生計維持関係にあった遺族がいた時	遺族（補償）年金	遺族の数などに応じて、給付基礎日額の 245 日～153 日分の年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族特別支給金 一律 300 万円 （受給権者が複数いる場合は、その人数で 300 万円を除いて得た額が一人一人に支給される）</li> <li>・遺族特別年金 遺族の数などに応じて、給付基礎日額の 245 日～153 日分の年金</li> </ul>
	遺族（補償）年金を受給できる遺族がいない時など	遺族（補償）一時金	給付基礎日額の 1,000 日分の一時金 （ただし、すでに受給した遺族（補償）年金額がある場合は、当該金額を控除した額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族特別支給金 一律 300 万円</li> <li>・遺族特別一時金 算定基礎日額の 1,000 日分の一時金（ただし、すでに受給した遺族（補償）年金額がある場合は、当該金額を控除した額）</li> </ul>
	労働者の葬祭を行った時	葬祭給付（葬祭料）	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（ただし、その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、60 日分）	なし



【労災保険の給付内容一覧】（続き 2）

こんな時		保険給付		特別支給金
		名 称	内 容	
介護を受けている時	障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者が、自宅で介護を受ける時	介護（補償）給付	介護費用の支出額。ただし、上限額あり。また、親族などによる介護のために介護費用の支出がない場合、または下限額を下回る場合は下限額あり。 ・ 常時介護の場合 上 限 額 104,290 円～下 限 額 56,600 円 ・ 随時介護の場合 上 限 額 52,150 円～下 限 額 28,300 円	なし
	健康診断で異常	定期健康診断で脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常があった時	二次健康診断等給付	二次健康診断ならびに特定保健指導 （二次健康診断の結果に基づく医師または保健師の保健指導）

【特別加入は4種類】

◎労災保険は中小事業主（事業主、法人役員、家族従事者など）や、建築現場などで働く一人親方などには、本来適用されない。

また、海外に派遣されている労働者も労災保険の適用除外となっている。

しかし、彼らの中には就労実態から労働者と同じように労災保険を適用することが望ましい人たちがおり、この様な人たちを守るため、一定の要件を満たす場合は、労災保険に任意に加入することができる。これを特別加入という。

【特別加入の対象者】

1	中小事業主など	下表に定める人数以下の労働者を常時使用する中小事業の事業主やその家族従事者、法人役員など（中小企業の人数要件）	
		業 種	労働者数
		金融、保険、不動産、小売業	50人以下
		卸売、サービス業	100人以下
		そのほかの事業	300人以下
2	一人親方など	労働者を使用しないで一定の事業を行っている一人親方や、自営業者など 《一定の事業の例》 ・個人タクシー業者、個人貨物運送業者 ・建設業者（大工、とび、左官など） ・漁船による水産動植物の採捕を行う者 など	
3	特定作業従事者	次のいずれかの作業に従事するもの ・特定農作業従事者 ・介護作業従事者 ・指定農業機械作業従事者 ・労働組合などの常勤役員 ・国または地方公共団体が実施する訓練従事者 ・家内労働者およびその補助者	
4	海外派遣者	転勤や出向などにより、日本の事業所から海外支店や現地法人、海外の提携先企業等に派遣される場合 ※海外出張の場合は、通常の労災保険が適用されるため、特別加入の必要なし。	

## 5. 雇用保険

◎雇用保険は労働者の生活と雇用をサポートする制度

### 【雇用保険の給付内容一覧】

こんな時		給付		給付の内容※2	
失業した時	一般被保険者	求職者給付	基本手当	賃金日額(※1)の50%~80% (60歳~64歳は45%から80%) 給付日数：90~360日	
			技能習得手当	受講手当	職業訓練等を受けた日の日額500円、上限額20,000円
				通所手当	職業訓練等を受ける施設へ通所する場合支給
			寄宿手当	職業訓練等を受けるため家族と別居して寄宿していた期間	
			傷病手当	求職の申し込み後に15日以上疾病または負傷のために職業に就くことができない場合 基本手当の日額と同額	
	高年齢雇用継続被保険者	高年齢求職者給付金	基本手当の30日分、または50日分		
	短期雇用特例被保険者	特例一時金	基本手当の30日分(当分の間は暫定措置で40日分)		
日雇労働被保険者	日雇労働求職者給付金	雇用保険料の納付額に応じて支給			
再就職・就職活動等した時	早期に再就職した時	就職促進給付	再就職手当	基本手当日額×支給残日数×60%~70%	
	再就職後、6カ月以上雇用された時		就業促進定着手当	(上限額) 基本手当日額×支給残日数×40%	
	早期に再就職した時(身体障害者、一定の45歳以上の者など)		常用就職支度手当	基本手当日額×支給残日数×40%	
	常用雇用等以外の形態で就業した場合		就業手当	基本手当日額×就労日数×30%	
	公共職業訓練などを受けるために住所または居所を変更した時		移転費	一定の要件を満たした場合に、移転に要した費用	
	広範囲の地域にわたる求職活動をした時		広域求職活動費	一定の要件を満たした場合に、求職活動に要した交通費および宿泊料	

※1：賃金日額の原則的な算定方法は、被保険者期間の最後の6カ月に支払われた賃金総額を180で除して計算する。

※2：それぞれ一定の条件と上限がある。

【雇用保険の給付内容一覧】（続き）

こんな時		給 付		給付の内容
在 職 中 に	高齢で賃金がダウンした時	雇 用 継 続 給 付	高年齢雇用継続給付	最大で、各月の賃金の 15%
	育児休業した時		育児休業給付	休業開始時賃金日額 × 支給日数の 67% (育児休業の開始から 6 か月経過後は 50%)
	介護休業したとき		介護休業給付	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%
教育訓練を受講した時		教 育 訓 練 給 付	教育訓練給付金	教育訓練経費の 20% (上限 10 万円)

【雇用保険の基本手当の所定給付日数】

◎退職理由や雇用保険に加入していた期間、年齢など、さまざまな要因により支給される期間や計算方法が異なる。

○65歳未満で離職した人

①特定受給資格者 会社都合（退職勧奨等）により離職を余儀なくされた方（※補足1）（3.就職困難者を除く）

※補足1 特定理由離職者のうち「特定理由離職者の範囲」の1に該当する方については、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成34年3月31日までの間にある方に限り、所定給付日数が特定受給資格者と同様となります。

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

②倒産・解雇など以外の事由による離職者（障害者などの就職困難者を除く）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日		120日	150日

③障害者などの就職困難者

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

【雇用保険の基本手当の所定給付日数】（続き）

○65歳以上で離職した人（65歳になる前に雇われ、65歳に達した後も引き続き働いていた人が退職した場合）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

【基本手当の日額】

◎原則として離職した日の直前の6カ月に毎月決まって支払われた賃金（残業代含む、賞与は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳から64歳については45～80%）となっている。

なお、下記の上限額が定められている。（平成28年8月1日現在）

30歳未満	6,370円
30歳以上45歳未満	7,075円
45歳以上60歳未満	7,775円
60歳以上65歳未満	6,687円